

処分名	葬祭費の支給
標準処理期間	75日
根拠	法第86条第1項、条例第2条、条例施行規則第5条
審査基準	<p>(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第2条より)</p> <p>被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。</p> <p>(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療葬祭費支給要綱より)</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第2条 葬祭費は、死亡した被保険者の葬祭又は埋葬若しくは火葬を行った者(以下「喪主」という。)に対して支給するものとし、当該被保険者と喪主との間の相続関係は、問わない。</p> <p>(支給の申請)</p> <p>第3条 喪主は、規則第5条第1項の申請書(以下「申請書」という。)を提出する際には、葬祭を行ったことを証する書類(葬儀店の領収書、会葬礼状等で喪主の氏名及び葬祭を行った日が明記されているものをいう。)を提示するものとする。</p>